

第18期（令和3年）小浜市議会基本条例 検証シート

【評価】 A：達成 C：未達成
B：一部達成 —：評価対象外

章	条	見出し	条文(R3.7) (下線・・・H30.5検証以降の改正箇所)	関連する主な条例 ・規程等	現在の取組状況 ・検討課題項目および協議の進捗 【検討した○、検討に着手したが協議途中△、検討していない(未)】 ・課題等の特記事項	評価	今後の見直し方針		
							条文の運用	条文見直し	◆検討課題項目
		前文	小浜市議会（以下「議会」という。）は、地方自治制度における二元代表制の一翼を担う小浜市の意思決定機関として、憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。 議会は、地方分権の進展により自治体の自主的な決定と責任が求められている中、市民への情報公開を積極的に果たし市民参加を経るとともに、多様な市民の意見をもとに議員間の討議を重ね、合議制の議事機関として市政の課題に取り組むことが重要である。 このような情勢を踏まえ、議会は、地方自治法の遵守とともに、議員の自己研鑽と資質の向上、議会の透明性や公正・公平性の確保のもと、本市のまちづくりを推進しなければならない。 議会は、ここに市民とともに歩む開かれた議会を実現するため、小浜市議会基本条例を制定する。		【取組状況】 —（評価対象外） 【課題・今後の方向性】 —（評価対象外）	— (評価対象外)	—（評価対象外）	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ※内容	【現在設定課題】 — 【新規追加課題】 —
	第1条	目的	この条例は、議会および議員の活動原則その他議会の運営に関する基本的事項を定め、民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。		【取組状況】 —（評価対象外） 【課題・今後の方向性】 —（評価対象外）	— (評価対象外)	—（評価対象外）	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ※内容	【現在設定課題】 — 【新規追加課題】 —
第1章 総則	第2条	定義	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 議会関係条例等 小浜市議会会議規則、小浜市議会委員会条例等、議会に関する条例、規則、規程等をいう。 (2) 会議 本市議会が開催する本会議、委員会をいう。 (3) 委員会 小浜市議会委員会条例（平成3年小浜市条例第21号）に定める常任委員会、議会運営委員会および特別委員会をいう。 (4) 議会報告会 議員が各地域などへ出向いて市民に直接議会の活動内容を報告し、また意見を伺う議会の活動をいう。 (5) 市長等 市長およびその他の執行機関をいう。 (6) 自由討議 議員相互間の活発かつ自由な討議をいう。 (7) 意見交換会 市の政策課題について、議会が市内の各種団体等との意見交換を行う活動をいう。 (8) 政策討論会 市の政策課題や懸案事項に対し、政策提言および条例ならびに意見書等の議案の提案など、議会の意思を形成するために行われる自由討議をいう。		【取組状況】 —（評価対象外） ※検討課題に設定されている項目 ・協議又は調整を行うための場の規定について：△ 【課題・今後の方向性】 ◆地方自治法に基づき、全員協議会、広報委員会等を協議等の場（広報委員会については委員会条例への規定含む）として会議規則に位置づけるかどうかについての検討。	— (評価対象外)	—（評価対象外）	<input type="checkbox"/> 不要 <input checked="" type="checkbox"/> 必要 ※内容 全員協議会・広報委員会等の位置づけおよび(4)“出向いて”の文言について、検討課題項目における議論により必要に応じて改正	【現在設定課題】 ◆協議又は調整を行うための場の規定について (<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 削除) 【新規追加課題】 —

第18期（令和3年）小浜市議会基本条例 検証シート

【評価】 A：達成 C：未達成
B：一部達成 ー：評価対象外

章	条	見出し	条文(R3.7) (下線・・・H30.5検証以降の改正箇所)	関連する主な条例 ・規程等	現在の取組状況 ・検討課題項目および協議の進捗 【検討した○、検討に着手したが協議途中△、検討していない(未)】 ・課題等の特記事項	評価	今後の見直し方針		
							条文の運用	条文見直し	◆検討課題項目
第2章 議会および議員の活動原則	第3条	議会の活動原則	<p>議会は、市民を代表する議事機関であることを常に認識し、次に掲げる事項を活動原則とする。</p> <p>(1) 市民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組み、議会の議決または運営について、その経緯および理由等の説明責任を果たし、議会の公正性および透明性を確保すること。</p> <p>(2) 市民の代表機関として、市民の多様な意見を的確に把握して市政に反映させるために、市民との協働の機会を図り、政策提言および政策立案に努めること。</p> <p>(3) 市民本位の立場から、市長等による市政の運営が、適正に行われているかを監視および評価すること。</p> <p>(4) 市民の傍聴意欲を高めるよう、必要に応じ議案資料の提供を行うなど、積極的な議会運営に努めること。</p> <p>(5) 市民にわかりやすい議会運営を行うために、この条例に規定するもののほか、議会関係条例等を定期的に検証すること。</p>		<p>【取組状況】</p> <p>(1) 本会議、委員会をすべて公開しており、本会議については、議員個人の賛否についても議会だより、ホームページで公表している。また、年2回、12地区すべてで議会報告会を開催している（令和2年度は新型コロナウイルスの影響により開催せず）。</p> <p>(2) 市民の意見を的確に把握するという部分においては、各委員会による意見交換会および議会報告会などの開催によって、市民の意見の把握を行っている。なお、総務民生・産業教育常任委員会においては令和元年度から本格実施している所管事務調査において市民等との意見交換会を調査方法の一つに設定し、政策立案や政策提言に努めている。⇒意見交換会の実績は 第6条第5項参照</p> <p>(3) 政策的な議案審査を念頭に置き、場合によっては付帯決議をするなど適正な監視に努めているが、市政の評価については行っていない。</p> <p>(4) 議会だより等において傍聴の案内をしているが、傍聴意欲を高めるための特段の取組みは行っていない。議案資料等の提供については、配付基準等がなく現在積極的な提供は行っていないが、希望に応じて適宜、配付の可否判断を行っている（市長提案議案は総務課において判断）。</p> <p>(5) 本条例については、一般選挙を経た任期2年経過後に議会運営委員会において検証する旨を明文化（R3年3月：第24条改正）し、適切な見直しに努めている。その他の議会関係規程についても適宜改正等を行っている。</p> <p>※検討課題に設定されている項目 ・市政の評価について：未 ・会議規則、運営要綱について：○</p> <p>【課題・今後の方向性】</p> <p>◆委員会活動の充実（所管事務調査等） ◆市長等による市政運営の評価方法 ◆傍聴者（テレビ視聴者）を増やす取組み ◆コロナ禍における市民意見の把握（議会報告会の開催方法等）</p>	ー（評価対象外）	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ※内容	<p>【現在設定課題】</p> <p>◆市政の評価について（<input checked="" type="checkbox"/>継続 <input type="checkbox"/>削除） ◆会議規則、運営要綱について（<input checked="" type="checkbox"/>継続 <input type="checkbox"/>削除）</p> <p>【新規追加課題】</p> <p>ー</p>	
	第4条	議員の活動原則	<p>議員は、合議制の機関である議会を構成する一員として、次に掲げる事項を活動原則とする。</p> <p>(1) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの政策立案能力の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。</p> <p>(2) 議員相互の自由な討議を重んじ、議会の合意形成に努めること。</p> <p>(3) 一部の団体または地域の代表としてではなく、市民全体の福祉の向上を目指すこと。</p>		<p>【取組状況】</p> <p>(1) 個々の議員においては、市民意見の吸い上げや各種研修会等への参加により政策立案能力の向上に努めている。また、政治倫理条例等を遵守し、市民の代表としてふさわしい活動にも努めている。</p> <p>(2) 常任委員会における所管事務調査および特別委員会の調査においては、活発に自由討議が実施されている。議案審査においては、基本条例制定後、各委員会において討議体制はとっているものの、現状は活発に議論されているとはいえない状況である。⇒議案審査における自由討議の実績は、第13条参照</p> <p>※検討課題に設定されている項目 ・自由討議について：△</p> <p>【課題・今後の方向性】</p> <p>◆議案審査における自由討議を活発にする方策の検討。</p>	ー（評価対象外）	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ※内容	<p>【現在設定課題】</p> <p>◆自由討議について（<input checked="" type="checkbox"/>継続 <input type="checkbox"/>削除）</p> <p>【新規追加課題】</p> <p>ー</p>	
	第5条	会派	<p>議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。</p> <p>3 会派は、政策の立案、提言、決定等に際し、必要に応じて他の会派と調整を行い、合意形成に努めるものとする。</p> <p>4 議長は、必要があると認めるときは、各派代表者会を開催するものとする。</p>	小浜市議会会派に関する要綱	<p>【取組状況】</p> <p>第18期（～R3.7まで）では各派代表者会を 計22回（R元：5回、R2：9回、R3：8回）必要に応じて開催し、議会組織・意見書案・市会案等について調整を行っている。</p> <p>※検討課題に設定されている項目</p> <p>ー</p> <p>【課題・今後の方向性】</p> <p>◆条例に従い継続して取り組む。</p>	ー（評価対象外）	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ※内容	<p>【現在設定課題】</p> <p>ー</p> <p>【新規追加課題】</p> <p>ー</p>	

第18期（令和3年）小浜市議会基本条例 検証シート

【評価】 A：達成 C：未達成
B：一部達成 —：評価対象外

章	条	見出し	条文(R3.7) (下線・・・H30.5検証以降の改正箇所)	関連する主な条例 ・規程等	現在の取組状況 ・検討課題項目および協議の進捗 【検討した○、検討に着手したが協議途中△、検討していない(未)】 ・課題等の特記事項	評価	今後の見直し方針		
							条文の運用	条文見直し	◆検討課題項目
第3章 市民と議会の関係	第6条	市民参加および市民との連携	議会は、会議を公開する。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）および小浜市議会委員会条例に規定する秘密会の場合は除く。	<ul style="list-style-type: none"> 小浜市議会会議規則 小浜市議会委員会条例 小浜市議会傍聴規則 小浜市議会委員会傍聴規程 	<p>【取組状況】</p> <p>現在、会議を原則公開している。 （※全員協議会等法的根拠のない会議等についても主催者の判断のもと傍聴を許可している）</p> <p>また、平成31年3月に議会傍聴規則の改正および委員会傍聴規程の制定を行い、傍聴に関する規定を明確化した。令和元年以降の本会議延べ傍聴者数（報道除く）は以下のとおり。※委員会傍聴者は数名にとどまっている。 令和元年：92名 令和2年：54名 *新型コロナウイルスによる外出自粛の影響が考えられる。</p> <p>※検討課題に設定されている項目 ・傍聴について：○</p> <p>【課題・今後の方向性】</p>	A	<input checked="" type="checkbox"/> 継続して取り組む <input type="checkbox"/> 達成できるよう取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取組みが必要	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ※内容	<p>【現在設定課題】</p> <p>◆傍聴について（<input type="checkbox"/>継続 <input checked="" type="checkbox"/>削除） （検討内容にかかると議論終了）</p> <p>【新規追加課題】</p> <p>—</p>
			2 議会は、議案に対する各議員の態度を公表するなど必要な措置を講じ、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 小浜市議会運営等に関する要綱 小浜市議会基本条例の運用に関する要綱 小浜市議会意見交換会に関する要綱 小浜市議会政策討論会に関する要綱 小浜市議会報告会に関する要綱 小浜市議会陳情取扱基準 	<p>【取組状況】</p> <p>平成23年12月定例会より導入した電子採決により、すべての議案の賛否を議会だより、およびホームページ（即日）で公表しているが、討論内容等の公表は特に行っていない。 （令和2年5月臨時会以降は新型コロナウイルス感染防止対策として議席の位置を一部移動の上、挙手または起立採決としたことにより、議場およびテレビ視聴等リアルタイムでの個別議員の賛否確認は困難となっている）</p> <p>※検討課題に設定されている項目 —</p> <p>【課題・今後の方向性】</p> <p>◆特別多数議決の電子採決システム未対応。</p>	A	<input checked="" type="checkbox"/> 継続して取り組む <input type="checkbox"/> 達成できるよう取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取組みが必要	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ※内容	<p>【現在設定課題】</p> <p>—</p> <p>【新規追加課題】</p> <p>—</p>
			3 議会は、会議の運営に当たっては、法に規定する参考人制度および公聴会制度を活用し、市民の意見を議会の討議に反映させるよう努める。		<p>【取組状況】</p> <p>過去、特別委員会における調査で、参考人からの意見聴取を行ったことがあるが、公聴会の実施はない（第18期は両方実績なし）。</p> <p>※検討課題に設定されている項目 —</p> <p>【課題・今後の方向性】</p> <p>◆必要がある場合は、積極的に参考人制度、公聴会制度を活用する。</p>	C	<input type="checkbox"/> 継続して取り組む <input checked="" type="checkbox"/> 達成できるよう取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取組みが必要	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ※内容	<p>【現在設定課題】</p> <p>—</p> <p>【新規追加課題】</p> <p>—</p>

第18期（令和3年）小浜市議会基本条例 検証シート

【評価】 A：達成 C：未達成
B：一部達成 ー：評価対象外

章	条	見出し	条文 (R3.7) (下線・・・H30.5検証以降の改正箇所)	関連する主な条例 ・規程等	現在の取組状況 ・検討課題項目および協議の進捗 【検討した○、検討に着手したが協議途中△、検討していない(未)】 ・課題等の特記事項	評価	今後の見直し方針		
							条文の運用	条文見直し	◆検討課題項目
第3章 市民と議会の関係	第6条	市民参加および市民との連携	4 議会は、請願および陳情を市民による政策提言と位置づけ、その審議において必要があると認める場合もしくは提出者より求めのある場合は、提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。	・小浜市議会会議規則 ・小浜市議会委員会条例 ・小浜市議会傍聴規則 ・小浜市議会委員会傍聴規程	<p>【取組状況】 請願については、上程後、委員会に付託し、慎重に審議を行っている。委員会審査において、必要がある場合や提出者より求めがある場合は意見を聴く機会を設けており、平成25年9月には、提出者から意見を聴いた。 陳情については、平成31年3月に規定した陳情取扱基準により対応しており、上程せずに議長預かりとする案件もある。なお、上程しないこととした陳情等については、全議員配付または閲覧ファイルにより周知を図っている。</p> <p>【請願 実績】 令和元年 上程：2件 令和2年 上程：1件</p> <p>【陳情 実績】 令和元年 上程：3件 上程せず：10件 (計13件) 令和2年 上程：2件 上程せず：1件 (計3件)</p> <p>【その他要望等】 令和元年 9件 令和2年 4件</p> <p>※検討課題に設定されている項目 ・請願、陳情について：○</p> <p>【課題・今後の方向性】 ◆上程しないこととした陳情およびその他要望等案件の議員周知方法 ◆請願・陳情制度の市民への周知</p>	B	<input type="checkbox"/> 継続して取り組む <input checked="" type="checkbox"/> 達成できるよう取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取組みが必要	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ※内容	<p>【現在設定課題】 ◆請願・陳情について (<input checked="" type="checkbox"/>継続 <input type="checkbox"/>削除)</p> <p>【新規追加課題】 —</p>
			5 議会は、市民からの政策提言の拡大を目指し、意見交換会を設け、市民との協働の機会を図るものとする。	<p>・小浜市議会運営等に関する要綱 ・小浜市議会基本条例の運用に関する要綱 ・小浜市議会意見交換会に関する要綱 ・小浜市議会政策討論会に関する要綱 ・小浜市議会報告会に関する要綱 ・小浜市議会陳情取扱基準</p>	<p>【取組状況】 第18期（～R3.7）では、各委員会において市民団体を対象とした意見交換会を計6回実施しており、特に常任委員会においては、令和元年度から本格実施している所管事務調査において、政策提言等に向けた意見交換会が実施されている。</p> <p>（令和元年度） 産業教育常任委員会：ハローワークおばま、小浜商工会議所 北陸新幹線早期全線開業特別委員会：福井県立大学・若狭高校・若狭東高校</p> <p>（令和2年度） 議会運営委員会：区長連合会 北陸新幹線早期全線開業特別委員会：小浜商工会議所、(おおい町議会)</p> <p>（令和3年度） 総務民生常任委員会：小浜の保育を考える会 北陸新幹線早期全線開業特別委員会：(若狭町議会)</p> <p>※検討課題に設定されている項目 —</p> <p>【課題・今後の方向性】 ◆所管事務調査において、政策立案、提言に向けた積極的な意見交換会の実施。 ◆オンライン等による意見交換会（委員会）の検討。</p>	A	<input checked="" type="checkbox"/> 継続して取り組む <input type="checkbox"/> 達成できるよう取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取組みが必要	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ※内容	<p>【現在設定課題】 —</p> <p>【新規追加課題】 —</p>
			6 議会は、年1回以上議会報告会を開催し、議会の説明責任を果たすとともに、当該報告会で聴取した市民の意見を議会活動に反映させるものとする。		<p>【取組状況】 議会報告会は春季と秋季の年2回、全12地区で開催し、令和元年度秋季は延べ271名に参加いただいている（令和2年度以降は新型コロナウイルス感染防止のため未実施。）。当日聴取した意見は、各班で集約し、議会報告会連絡会で協議検討の上、必要に応じ政策討論会を実施することになっているが、これまで実績はない。</p> <p>※検討課題に設定されている項目 —</p> <p>【課題・今後の方向性】 ◆開催の周知方法（オンラインでの開催方法含む）。 ◆参加者の固定化の解消（若者、女性の参加が少ない）。 ◆年2回開催の負担。 ◆議会報告会で聴取した市民意見の政策への反映（所管事務調査との連動）。</p>	B	<input type="checkbox"/> 継続して取り組む <input type="checkbox"/> 達成できるよう取り組む <input checked="" type="checkbox"/> 新たな取組みが必要	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ※内容	<p>【現在設定課題】 —</p> <p>【新規追加課題】 ◆議会報告会の在り方について</p>

第18期（令和3年）小浜市議会基本条例 検証シート

【評価】 A：達成 C：未達成
B：一部達成 ー：評価対象外

章	条	見出し	条文(R3.7) (下線・・・H30.5検証以降の改正箇所)	関連する主な条例 ・規程等	現在の取組状況 ・検討課題項目および協議の進捗 【検討した○、検討に着手したが協議途中△、検討していない(未)】 ・課題等の特記事項	評価	今後の見直し方針		
							条文の運用	条文見直し	◆検討課題項目
第4章 市長等と議会との関係	第7条	議会と市長等との関係	議会は、二元代表制の下、市長等との立場および権能の違いを踏まえ、対等かつ緊張ある関係を保持しながら、市長等とともに市政の発展に努めるものとする。		【取組状況】 一般質問における質疑応答を一問一答方式とし、市長等に反問権を認めるなど（第15条の2）、緊張関係の保持に努めている。また、条例制定以降、平成28年9月および令和元年9月の定例会では附帯決議をするなど議事機関としての権限を行使している。 ※検討課題に設定されている項目 — 【課題・今後の方向性】 ◆議員（委員）間討議の充実等により、議案審査等による監視および議会による政策立案や政策提言等、積極的に議会の機能を発揮していく。	B	<input type="checkbox"/> 継続して取り組む <input checked="" type="checkbox"/> 達成できるよう取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取組みが必要	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ※内容	【現在設定課題】 — 【新規追加課題】 —
	第8条	政策等の形成過程の説明請求	議会は、市長が提案する計画、政策、施策および事業（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点を明確にし、意思形成に資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 (1) 政策等を必要とする背景 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 市民参加の実施の有無およびその内容 (4) 小浜市総合計画との整合性 (5) 財源措置 (6) 将来にわたる効果および費用 2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、論点および争点を明らかにし、執行後の政策評価につながる審議に努めるものとする。	小浜市議会タブレット型端末機使用基準	【取組状況】 1 議案等については、全員協議会や本会議、委員会等で本条項に基づいて説明されている。また、本条例第11条に規定する6つの計画（令和2年3月に小浜市総合計画基本計画を追加）については本会議での報告を求めているほか、その他重要な計画の策定や変更については、パブリックコメントを実施する前に、全員協議会で説明を受けている。 2 委員会資料の記載内容の変更やタブレットの導入により、政策的な審議ができる体制づくりに取り組んでいる。 ※検討課題に設定されている項目 ・タブレットについて：未 【課題・今後の方向性】 ◆引き続き的確な資料を求め政策的な審議ができるよう取り組む。 ◆タブレットのさらなる活用。	B	<input type="checkbox"/> 継続して取り組む <input checked="" type="checkbox"/> 達成できるよう取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取組みが必要	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ※内容	【現在設定課題】 ◆タブレットについて（ <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 削除） 【新規追加課題】 —
	第9条	予算および決算の審査	議会は、予算および決算の審査に当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し施策別または事業別の分かりやすい政策等の説明資料の作成に努めるよう求めるものとする。	・小浜市議会予算決算常任委員会運営要領 ・委員会審査について（申し合わせ）	【取組状況】 平成25年度に執行部側の協力を得て、予算の委員会説明資料を事業別の分かりやすいものに見直した。その後も随時、委員会審査を充実させるため、議会運営委員会において委員会資料等の見直しについて議論をし、事務負担および経費の削減を踏まえた上で、執行部の協力のもと記載内容等の変更を行っている。 ※検討課題に設定されている項目 ・委員会資料について（審査について）：○ 【課題・今後の方向性】 ◆予算決算の審査については、必要に応じ課題を協議し、効率的でより分かりやすい説明資料を求めていく。	A	<input checked="" type="checkbox"/> 継続して取り組む <input type="checkbox"/> 達成できるよう取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取組みが必要	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ※内容	【現在設定課題】 ◆委員会資料（審査）について（ <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 削除） 【新規追加課題】 —

第18期（令和3年）小浜市議会基本条例 検証シート

【評価】 A：達成 C：未達成
B：一部達成 ー：評価対象外

章	条	見出し	条文(R3.7) (下線・・・H30.5検証以降の改正箇所)	関連する主な条例 ・規程等	現在の取組状況 ・検討課題項目および協議の進捗 【検討した○、検討に着手したが協議途中△、検討していない(未)】 ・課題等の特記事項	評価	今後の見直し方針		
							条文の運用	条文見直し	◆検討課題項目
第4章 市長等と議会との関係	第10条	議決事件	法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、二元代表制の趣旨と行政の効率性に照らし、市長と議会双方の協議により定めるものとする。 2 前項の議決事件は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 小浜市総合計画基本構想の策定、変更または廃止 (2) 姉妹都市および友好都市その他これに類する協定の締結または廃止		【取組状況】 (1) 総合計画のうち基本構想については、平成23年の地方自治法改正により策定義務がなくなったが、その後も本市は策定しており、議決事件としている。 (2) 奈良市（昭和46年11月7日姉妹都市締結） 川崎市（昭和57年11月30日姉妹都市締結） 慶州市（昭和52年2月13日姉妹都市締結） 西安市（平成16年9月28日友好交流協力展開に関する協議書調印） 平湖市（平成23年10月7日友好都市関係の提携に関する協議書調印） 富士宮市（平成17年6月4日食のまちづくり交流宣言書調印） ※検討課題に設定されている項目 ・議決事件について：未 【課題・今後の方向性】 ◆上記以外に議決事件を追加するか。	A	<input checked="" type="checkbox"/> 継続して取り組む <input type="checkbox"/> 達成できるよう取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取組が必要	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ※内容	【現在設定課題】 ◆議決事件について（ <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 削除） 【新規追加課題】 —
	第11条	報告事件	議会は、市が策定、変更または廃止する計画のうち、次に掲げるものについては、本会議での報告を求めるものとする。 (1) 小浜市総合計画基本計画 (2) 小浜市都市計画マスタープラン (3) 小浜市地域防災計画 (4) 小浜市地域福祉計画 (5) 小浜市環境基本計画 (6) 小浜市水道ビジョン 2 議会は、前項の報告に対し、質疑を経た後、受理するものとする。		【取組状況】 (1) 小浜市総合計画基本計画（令和3年3月策定） *令和2年3月追加 (2) 小浜市都市計画マスタープラン（平成24年4月改訂） (3) 小浜市地域防災計画 「一般災害対策編」（令和3年6月改定） 「地震（津波）災害対策編」（令和3年6月改定） 「原子力災害対策編」（令和3年6月改定） (4) 小浜市地域福祉計画（平成29年3月改訂） (5) 小浜市環境基本計画（平成29年3月改訂） (6) 小浜市水道ビジョン（令和元年9月改訂） (1) 基本計画を報告事件に追加(R2.3)するとともに、第6次小浜市総合計画（基本構想・基本計画）の策定においては、策定段階から議会全体として関わるため、総合計画審議会委員数名を選出し審議していたこれまでの体制を改め、第6次小浜市総合計画調査特別委員会を設置し、委員間討議により議会全体の意見を集約し執行部に提出するなど本来の二元代表制の趣旨に沿った活動を行った。 ※検討課題に設定されている項目 ・報告事件について：未 【課題・今後の方向性】 ◆新たに策定された計画等、本会議で報告を求めるべきものの検討。	A	<input checked="" type="checkbox"/> 継続して取り組む <input type="checkbox"/> 達成できるよう取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取組が必要	<input type="checkbox"/> 不要 <input checked="" type="checkbox"/> 必要 ※内容 報告事件に追加すべき計画等について、検討課題項目における議論により必要に応じて改正	【現在設定課題】 ◆報告事件について（ <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 削除） 【新規追加課題】 —
	第12条	執行機関の主宰する会議等への参加	議会は、執行機関の主宰する審議会、協議会、諮問委員会等（以下「審議会等」という。）に議員を参加させることができる。 2 前項の審議会等に参加した議員は、概要報告を行い、議会として情報を共有するよう努めるものとする。	・小浜市議会基本条例の運用に関する要綱	【取組状況】 理事者から選出依頼があった場合、議長が推薦し、全員協議会の場で報告している。令和3年8月現在、原子力発電小浜市環境安全対策協議会ほか、19の審議会・協議会等に延べ35名が参加している。 ※検討課題に設定されている項目 ・審議会等への議員の参加について：○ 【課題・今後の方向性】 ◆審議会への議員の参加の見直し（二元代表制の観点から） ◆第2項の全議員が情報共有するための取組みの検討。 ◆常任委員長への負担増。	A	<input checked="" type="checkbox"/> 継続して取り組む <input type="checkbox"/> 達成できるよう取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取組が必要	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ※内容	【現在設定課題】 ◆審議会等への議員の参加について（ <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 削除） 【新規追加課題】 —

第18期（令和3年）小浜市議会基本条例 検証シート

【評価】 A：達成 C：未達成
B：一部達成 -：評価対象外

章	条	見出し	条文 (R3.7) (下線・・・H30.5検証以降の改正箇所)	関連する主な条例 ・ 規程等	現在の取組状況 ・ 検討課題項目および協議の進捗 【検討した○、検討に着手したが協議途中△、検討していない(未)】 ・ 課題等の特記事項	評価	今後の見直し方針		
							条文の運用	条文見直し	◆検討課題項目
第5章 議会運営	第13条	会議等の運営	議長および委員長は、公正性および透明性を確保し、円滑かつ効率的な会議の運営に努めるものとする。 2 議会は、討論の場であることを十分認識し、議案等の審議および審査において、自由討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。	・小浜市議会会議規則 ・小浜市議会委員会条例 ・小浜市議会運営等に関する要綱 ・小浜市議会予算決算常任委員会運営要領	【取組状況】 1 平成29年6月定例会において、小浜市議会委員会条例を改正し、委員会を公開とし基本条例との整合性を図った。また、平成31年1月の議長からの諮問により、適正な常任委員会構成について協議。縦割りの常任委員会数については、現行の2委員会を継続し、来期においても引き続き検討していくこととした。その他、昨今、新型コロナウイルス感染防止の観点から、他市議会において会議（委員会）オンライン化についての対応（議論）が徐々に始まっているが、本市議会では現時点では具体的な協議を開始していない。 2 議案審査における自由討議については、基本条例制定後、各委員会において体制はとっているが、活発に活用されているとはいえない。18期（～R3.7）の実績は、 ○令和元年9月定例会：インフォメーションセンター条例審査（産業） ：三井家御殿補正審査（予決） ※付帯決議 ○令和2年9月定例会：鯖街道ミュージアム決算審査（予決） ○令和3年3月定例会：農産物加工施設条例審査（産業） となっている。 ※検討課題に設定されている項目 ・自由討議について : △ ・会議録について : ○ （・常任委員会のあり方について : ○） ・委員会付託について : 未 ・議会提出議案について : 未 ・採決について : 未 ・代表質問について : 未 ・災害時の議員の行動指針について : 未 ・DXについて : 未 【課題・今後の方向性】 ◆自由討議を活発にする方策の検討。 ◆上記未協議案件の議論継続。	B	<input type="checkbox"/> 継続して取り組む <input checked="" type="checkbox"/> 達成できるよう取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取組が必要	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ※内容	【現在設定課題】 ◆自由討議について (<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 削除) ◆会議録について (<input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/> 削除) (検討内容にかかる議論終了) ◆常任委員会のあり方について (<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 削除) ◆委員会付託について (<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 削除) ◆議会提出議案について (<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 削除) ◆採決について (<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 削除) ◆代表質問について (<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 削除) ◆災害時の議員の行動指針について (<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 削除) ◆DXについて (<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 削除) 【新規追加課題】 —
	第14条	委員会の活動	委員会は、市の政策課題等に迅速かつ的確に対応するため、専門性と特性を活かし、調査研究を行うなど、適切に運営するものとする。 2 委員会は、議案等の審査およびその所管に属する事務の調査にあたり、市長等に資料の提出を求めることができる。 3 委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員長報告および質疑に対する答弁等、その職責を果たすものとする。 4 委員会は、市民に審査の経過等を説明するとともに、委員会が所管する事務等について、意見交換会を行うものとする。 5 委員会が条例、意見書等の議案を提出する場合は、自由討議を経て、合意形成を図るものとする。	・小浜市議会会議規則 ・小浜市議会基本条例の運用に関する要綱 ・小浜市議会委員会条例 ・小浜市議会運営等に関する要綱 ・小浜市議会意見交換会に関する要綱 ・常任委員会における所管事務調査の手引き（申し合わせ）	【取組状況】 1 委員会の活動については、小浜市議会会議規則、委員会条例等に基づき運営している。令和元年度からは所管事務調査を本格実施している。 2 議案等の審査時には、詳細な資料の提出を求め審査の充実を図っている。 3 委員長報告、報告に対する質疑については、委員長が責任をもって対応している。 4 各委員会において必要に応じて各種団体と意見交換会を実施している。 (第18期の実施は 第6条第5項を参照) 5 意見書等の議案を提出するに当たっては、合意形成を図るため自由討議を行っている。 ※検討課題に設定されている項目 ・委員会の所管事務調査について : ○ ・傍聴について : ○ 【課題・今後の方向性】 ◆委員会の所管事務調査の充実。 ◆意見交換会の実施の充実。 ◆自由討議を活発にする方策の検討。	B	<input type="checkbox"/> 継続して取り組む <input checked="" type="checkbox"/> 達成できるよう取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取組が必要	<input type="checkbox"/> 不要 <input checked="" type="checkbox"/> 必要 ※内容 第4項について、実情を踏まえ、検討課題項目における議論により必要に応じて改正	【現在設定課題】 ◆委員会の所管事務調査について (<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 削除) ◆傍聴について (<input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/> 削除) (検討内容にかかる議論終了) 【新規追加課題】 —
	第15条	本会議の一般質問における質疑応答	本会議の一般質問における議員と市長等との質疑応答は、市政上の論点および争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。	・小浜市議会会議規則 ・小浜市議会運営等に関する要綱 ・小浜市議会反問権実施要綱	【取組状況】 平成14年3月定例会から導入。一問一答方式により、論点、争点が明確になっており、市民にもわかりやすくなっている。また、発言通告書は通告締め切後、即日ホームページで公表し、内容についても詳細に記載するなど広報に努めている。 【課題・今後の方向性】	A	<input checked="" type="checkbox"/> 継続して取り組む <input type="checkbox"/> 達成できるよう取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取組が必要	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ※内容	【現在設定課題】 — 【新規追加課題】 —
	第15条の2	反問権	会議において、議員の質問等に対し答弁する者は、論点を明確化し議論を深めるため、反問することができる。		平成31年5月に反問権の実施要綱を策定以降、具体的な運用方法について議会および執行部が認識を共有しているが、実績はない。 ※検討課題に設定されている項目 ・反問権について : ○ 【課題・今後の方向性】 ◆反問権の付与については慎重に判断することとし、政策立案等が活発になった際に改めて検討が必要。	— (評価対象外)	<input checked="" type="checkbox"/> 継続して取り組む <input type="checkbox"/> 達成できるよう取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取組が必要	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ※内容	【現在設定課題】 ◆反問権について (<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 削除) 【新規追加課題】 —
	第16条	政策討論会	議会は、政策提言および条例ならびに意見書等の議案を積極的に提出するよう、政策討論会の開催に努めるものとする。	小浜市議会政策討論会に関する要綱	【取組状況】 第17期に「議員定数」、第18期では「長期欠席議員等の取扱い」にかかる政策討論会を議会運営委員会からの提案により実施しているが、個々の議員や各常任委員会等からの提案による実施実績はない。 ※検討課題に設定されている項目 ・政策形成について : 未 【課題・今後の方向性】 ◆政策討論会の元となる常任委員会による調査や議会報告会を踏まえての提案がない。 ◆この条文は努力義務である。委員会による議案提案が認められていることにより、政策討論会を経ずに議案（意見書）が提出されることが多い。	C	<input type="checkbox"/> 継続して取り組む <input checked="" type="checkbox"/> 達成できるよう取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取組が必要	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ※内容	【現在設定課題】 ◆政策形成について (<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 削除) 【新規追加課題】 —

第18期（令和3年）小浜市議会基本条例 検証シート

【評価】 A：達成 C：未達成
B：一部達成 ー：評価対象外

章	条	見出し	条文(R3.7) (下線・・・H30.5検証以降の改正箇所)	関連する主な条例 ・規程等	現在の取組状況 ・検討課題項目および協議の進捗 【検討した○、検討に着手したが協議途中△、検討していない(未)】 ・課題等の特記事項	評価	今後の見直し方針		
							条文の運用	条文見直し	◆検討課題項目
第6章 議会および 議会事務局の 体制整備	第17条	議員研修の充実強化	議会は、議員の政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。 2 議会は、議員研修の充実強化にあたり、広く各分野の専門家を招き、市民各層等の参加を募った研修会を開催するよう努めるものとする。		【取組状況】 1 県市議会議長会主催の研修や県市町議会議員合同研修会に毎年多くの議員が参加しているとともに、全国市議会議長会開催の研究フォーラム等へも積極的に参加している。 また、各総合振興協議会等の場にて、各種研修会を実施しているとともに、会派で専門家や理事者を招いて研修会を開催しているほか、個々の議員活動においても、政務活動費を活用し各種研修会に参加している。 2 令和3年1月に地域防災・原子力安全対策特別委員会が防災研修会を開催した際に各区分長に声掛けをし、共に専門家による研修を受講した。 ※検討課題に設定されている項目 — 【課題・今後の方向性】 ◆議員ばかりではなく、広く市民や関係団体にも声掛けし、議会例規や地方自治等に関する課題をテーマとした研修会の開催が必要。	B	<input type="checkbox"/> 継続して取り組む <input checked="" type="checkbox"/> 達成できるよう取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取組が必要	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ※内容	【現在設定課題】 — 【新規追加課題】 —
	第18条	広報広聴の充実	議会は、議会の活動および市政に係る重要な情報を、議会の視点から周知に努め、また、市民からの意見および要望について、その内容および対応を周知するよう努めるものとする。 2 議会は、前項の規定による広報に当たっては、多様な手段を活用し、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう努めるものとする。 3 議会広報の充実を図るため、議会に広報委員会を置く。	・小浜市議会広報委員会設置要綱 ・議会だより一般質問原稿作成の注意点(申し合わせ)	【取組状況】 広報関係では、議会だよりを年4回発行しており、平成25年からページ数を4ページ増、表紙を2色刷りからフルカラーにするなど、情報量の拡大、見やすさの改善を行ってきた。議会HPでは、議決結果などを即日更新している。議会報告会は、全地区を対象に年2回実施(令和2年度は新型コロナにより開催せず)。また、特に政策的な案件については市民等への周知(見える化)を目的に報道機関へ情報提供を行うよう心がけている。 広聴関係では、各委員会の意見交換会、議会報告会などの実施によって、市民の意見の把握に努めている。 ※検討課題に設定されている項目 ・広聴の充実について :未 ・議会モニター制度について :△ ・SNSについて :未 【課題・今後の方向性】 ◆議会だより・HPをより多くの市民に読んでもらうための工夫や内容の充実。 ◆広聴活動の充実について条文への明記。 ◆広報委員会の位置づけの再検討。	B	<input type="checkbox"/> 継続して取り組む <input checked="" type="checkbox"/> 達成できるよう取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取組が必要	<input type="checkbox"/> 不要 <input checked="" type="checkbox"/> 必要 ※内容 広聴に関する明記や広報委員会の位置づけについて、検討課題項目における議論により必要に応じて改正	【現在設定課題】 ◆広聴の充実について (<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 削除) ◆議会モニター制度について (<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 削除) ◆SNSについて (<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 削除) 【新規追加課題】 —
	第19条	専門的知見の活用	議会は、議会活動に関し、専門的事項に関する調査が必要であると認めるときには、議決により、学識経験を有する者等に調査を委託することができる。	・小浜市議会基本条例の運用に関する要綱	【取組状況】 条例制定以降、実績はない。 ※検討課題に設定されている項目 ・専門的知見について :△ 【課題・今後の方向性】 ◆議決によって調査を委託することができるとなっているが、調査費を予算化していない。 ◆専門的知見の活用および明文化	ー (評価対象外)	<input checked="" type="checkbox"/> 継続して取り組む <input type="checkbox"/> 達成できるよう取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取組が必要	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ※内容	【現在設定課題】 ◆専門的知見について (<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 削除) 【新規追加課題】 —
	第20条	議会事務局の体制整備	議会は、議会の監視および調査機能の強化ならびに政策提言および政策立案等の能力向上のため、議会事務局機能の充実強化を図るよう努めるものとする。	・小浜市議会事務局設置条例 ・市長の権限に属する事務の一部を議会事務局長および委員会または委員の事務を補助する職員に補助施行させる規則	【取組状況】 平成24年度から、局長、次長、書記3名の5人体制で、議長および議員の職務を補助し、議会に関する事務を処理している。 ※検討課題に設定されている項目 — 【課題・今後の方向性】 ◆事務局職員の専門性の向上、スキルアップ、体制強化。 ◆事務局の権限についての検討	B	<input type="checkbox"/> 継続して取り組む <input checked="" type="checkbox"/> 達成できるよう取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取組が必要	<input type="checkbox"/> 不要 <input checked="" type="checkbox"/> 必要 ※内容 議会事務局の充実・強化(権限)について、検討課題項目における議論により必要に応じて改正	【現在設定課題】 — 【新規追加課題】 ◆議会事務局の充実・強化について
	第21条	議会図書室の利用	議会図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。 2 議会は、議員の政策立案能力の向上を図るため、図書の実用性に努め、その有効活用を図るものとする。	小浜市議会図書室の利用および管理に関する規程	【取組状況】 議会に関する刊行物の定期購読や必要な図書を随時購入しているが、議会図書室の管理や議員への周知が不十分であり、利用者の増加につながっていない。 ※検討課題に設定されている項目 — 【課題・今後の方向性】 ◆現在の図書室の場所も含め、利用しやすい環境の整備。 ◆所管事務調査の充実に向けた図書の充実 ◆インターネット環境を整備し、法令や判例、過去の新聞記事などが閲覧ができるようにし、本来の目的である議員の調査研究のための有効利用を検討。	B	<input type="checkbox"/> 継続して取り組む <input checked="" type="checkbox"/> 達成できるよう取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取組が必要	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ※内容	【現在設定課題】 — 【新規追加課題】 —

第18期（令和3年）小浜市議会基本条例 検証シート

【評価】 A：達成 C：未達成
B：一部達成 ー：評価対象外

章	条	見出し	条文(R3.7) (下線・・・H30.5検証以降の改正箇所)	関連する主な条例 ・規程等	現在の取組状況 ・検討課題項目および協議の進捗 【検討した○、検討に着手したが協議途中△、検討していない(未)】 ・課題等の特記事項	評価	今後の見直し方針		
							条文の運用	条文見直し	◆検討課題項目
第7章 議員定数	第22条	議員定数	議員の定数は、別に条例で定める。 2 議会は、議員定数の改正に当たっては、意見交換会や議会報告会などを通じて市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。	小浜市議会の議員の定数を定める条例	【取組状況】 平成15年 24人→21人 平成19年 21人→18人 に議員定数を改正。 市民の意向の把握については、平成29年8月から9月にかけて実施した、議会に関するアンケートの中で、議員定数に関して調査し、それらを踏まえ平成30年12月に議員定数についての調査結果をとりまとめた。 なお、令和3年7月から、改めて議員定数・報酬のあり方についての検討を開始している。 ※検討課題に設定されている項目 議員定数について : ○ ※R3.7～再検討 【課題・今後の方向性】 議員定数のあり方について議会運営委員会で検討中。	ー (評価対象外)	ー (評価対象外)	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ※内容	【現在設定課題】 ◆議員定数について (<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 削除) 【新規追加課題】 ー
第8章 議員報酬	第23条	議員報酬	議員の報酬は、別に条例で定める。 2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、意見交換会や議会報告会などを通じて市民の意向を把握するものとする。 3 議長は、議員報酬の改正が必要な場合は、市長に提言するものとする。	・小浜市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例 ・小浜市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例	【取組状況】 平成6年から 議長 月額440,000円 副議長 月額370,000円 議員 月額350,000円 市民の意向の把握については、平成29年8月から9月にかけて、議会に関するアンケートの中で、議員報酬に関し調査したが、平成30年の定数・報酬のあり方の検討の際には報酬のあり方についての結論を出すまでには至っておらず、令和3年7月から議員定数と連動して議員報酬のあり方についての検討を開始している。 ※検討課題に設定されている項目 ・議員報酬について : △ ・長期欠席議員の取り扱いについて : ○ 【課題・今後の方向性】 ◆議員報酬のあり方について。	ー (評価対象外)	ー (評価対象外)	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ※内容	【現在設定課題】 ◆議員報酬について (<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 削除) ◆長期欠席議員の取扱いについて (<input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/> 削除) (検討内容にかかる議論終了) 【新規追加課題】 ー
第9章 政務活動費	第24条	政務活動費	議員の政務活動費は、別に条例で定める。 2 議員は、政務活動費制度の趣旨を十分に理解した上で、市政の発展に寄与する活動に対し支出しなければならない。 3 議会は、政務活動費の支給金額の改正を提案する場合、市民の意見を尊重し、十分に理解を得られる金額でなければならない。	・小浜市議会政務活動費の交付に関する条例 ・小浜市議会政務活動費の交付に関する規則 ・小浜市議会政務活動費の交付に関する要綱	【取組状況】 小浜市議会政務活動費の交付に関する条例・規則、運用に関する要綱により、適正に支出をしている。 平成29年度分から ①「前払い制」から「後払い制」へ。 ②領収書は原則として原本を添付することを明確化。 ③研修や要望活動については実施報告書の添付を義務付け。 ④不正に政務活動費を受け取った場合の返還を規定。 平成19年度までは月4万円。平成20年度交付分から月2万円。 収支報告書ならびに領収書(原本)等について、ホームページに掲載し公表している。 ※検討課題に設定されている項目 ・政務活動費について：未 【課題・今後の方向性】 ◆適正な交付額の検討。 ◆後払い制の検証。 ◆手引き(マニュアル)の充実。	A	<input checked="" type="checkbox"/> 継続して取り組む <input type="checkbox"/> 達成できるよう取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取組みが必要	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ※内容	【現在設定課題】 ◆政務活動費について (<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 削除) 【新規追加課題】 ー
第10章 政治倫理	第25条	議員の政治倫理	議員の政治倫理は、別に条例で定める。 2 議員は、前項の条例を遵守することはもとより、市民全体の代表として高い倫理性が求められることを自覚し、品位の保持に努めなければならない。	小浜市議会議員の政治倫理条例 小浜市議会議員の政治倫理施行規程	【取組状況】 1 平成11年に小浜市議会議員政治倫理条例を、平成15年に同条例施行規程を制定している。 2 議員は、小浜市議会の信用を損ねることなく、品位を保持している。 ※検討課題に設定されている項目 ・小浜市議会議員政治倫理条例について：未 【課題・今後の方向性】 ◆引き続き、条例を重んじて行動する。 ◆議員が知り得た情報管理の徹底。 ◆議員研修の充実(議会活動の認識等)。	A	<input checked="" type="checkbox"/> 継続して取り組む <input type="checkbox"/> 達成できるよう取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取組みが必要	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ※内容	【現在設定課題】 ◆小浜市議会議員政治倫理条例について (<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 削除) 【新規追加課題】 ー

第18期（令和3年）小浜市議会基本条例 検証シート

【評価】 A：達成 C：未達成
B：一部達成 ー：評価対象外

章	条	見出し	条 文 (R3.7) (下線・・・H30.5検証以降の改正箇所)	関連する主な条例 ・ 規程等	現在の取組状況 ・ 検討課題項目および協議の進捗 【検討した○、検討に着手したが協議途中△、検討していない(未)】 ・ 課題等の特記事項	評価	今後の見直し方針		
							条文の運用	条文見直し	◆検討課題項目
第1章 最高規範性 と見直し 手続き	第26条	最高規範性	この条例は、議会の最高規範であって、議会はこの条例に反する議会関係条例等を制定してはならない。 2 議会は、議会関係条例等を改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。 3 議会および議員は、この条例に定める理念および原則ならびにこれらに基づいて制定される議会関係条例等を遵守しなければならない。 4 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、議員の任期の初めならびに必要なに応じて本条例に関する研修を行わなければならない。	・ 小浜市議会基本条例逐条解説	【取組状況】 議会基本条例を最高規範として、他の関係条例との整合性を図っており、任期の初めには、新議員に対し説明会を行っている。 また、令和元年8月に基本条例逐条解説を作成の上、議員研修を開催するなど理念の認識強化に努めている。（全議員対象の定期開催はしていない） ※検討課題に設定されている項目 ー 【課題・今後の方向性】 ◆全議員を対象にした研修の充実（議会活動の認識等）	B	<input type="checkbox"/> 継続して取り組む <input checked="" type="checkbox"/> 達成できるよう取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取組が必要	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ※内容	【現在設定課題】 ー 【新規追加課題】 ー
	第27条	検証および見直し手続き	議会は、一般選挙を経た任期2年経過後に、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的その他の規定について、達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。 2 議会は、前項の規定による検証の結果、必要があると認めるときは、この条例の改正を含め適切な措置を講ずるものとする。 3 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正理由および背景を詳しく説明しなければならない。		【取組状況】 第17期の見直しでは、平成29年度に議会に関するアンケートを実施。平成30年に議会運営委員会内に「検証・見直しワーキンググループ」を組織し、検証・見直しの結果により、検証により出てきた課題の検討および本条例の改正を行った。 令和3年3月の改正により、本条例の検証時期を、「一般選挙を経た任期2年経過後に」と明文化し、令和3年7月から検証作業を開始している。 ※検討課題に設定されている項目 ・ 議会基本条例の見直しについて ○ 【課題・今後の方向性】 ◆課題の整理および優先度、重要度の高いものについては、早急な検討。	A	<input checked="" type="checkbox"/> 継続して取り組む <input type="checkbox"/> 達成できるよう取り組む <input type="checkbox"/> 新たな取組が必要	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 ※内容	【現在設定課題】 ◆基本条例の見直しについて（ <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/> 削除） （検討内容にかかる議論終了） 【新規追加課題】 ー

※基本条例関連以外の検討課題項目

【現在設定課題】
◆議選監査委員について（継続 削除）

【新規追加課題】
ー